

第1号議案

平成26年広島県議会6月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成26年広島県議会6月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成26年6月13日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 提案される議案

平成26年度教育委員会関係補正予算案・・・・・・・・・・・・・・・・P1～3

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成 26 年度 6 月定例会一般会計補正予算の概要
《教育委員会関係抜粋》

○ 債務負担行為

(単位：千円)

事項	補正前の額		補正後の額	
	期間	限度額	期間	限度額
県立特別支援学校 通学対策事業	—	—	平成 26 年度から 平成 31 年度まで	699,386

《事業の概要》

県立特別支援学校において、平成 27 年度からスクールバスの運行が必要となる 9 コースについて、平成 26 年度に入札を行うため、所要額の債務負担行為を設定する。

平成 26 年 6 月 9 日

広島県教育委員会 様
(総 務 課)

広島県知事
(財 政 課)



議案に対する意見聴取について

平成 26 年 6 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成 26 年度教育委員会関係補正予算

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国支出金	県 債	そ の 他		
7 県立特別支援学校通学対策事業	699,386			26～31	699,386	0	0	0	0	699,386